

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成24年 2 月15日
【会社名】	ムトー精工株式会社
【英訳名】	MUTO SEIKO CO.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田 中 肇
【本店の所在の場所】	岐阜県各務原市鵜沼川崎町一丁目60番地の 1
【電話番号】	058 - 371 - 1100 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 金 子 貞 夫
【最寄りの連絡場所】	岐阜県各務原市鵜沼川崎町一丁目60番地の 1
【電話番号】	058 - 371 - 1100 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 金 子 貞 夫
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

1 【提出理由】

当社において特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1)当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	MUTO(Thailand)Co.,Ltd.
住所	タイ国 サラブリ県
代表者の氏名	田中 肇
資本金	200百万タイバーツ
事業の内容	プラスチック成形用金型製造及び 家電、自動車関係プラスチック部品の製造販売

(2)当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数(出資金額)

異動前 —

異動後 200百万タイバーツ

当該特定子会社の総株主等の議決権(出資総額)に対する割合

異動前 —

異動後 100%

(3)当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は、今後も堅調な需要の増加が見込まれ、日系家電、自動車メーカーの集積するタイに製造、販売拠点を設立することにより、現地取引先からのニーズに応えるものであります。また、タイ国内はもとより、東南アジア地域、中国、日本をはじめとする当社グループと連携した事業の強化を図り、業績の拡大を図るものであります。

当該子会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10に相当する額以上となることから当社の特定子会社に該当するものであります。

異動の年月日

平成24年2月8日